



山形県公報

平成22年6月1日(火)
第2147号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 介護保険法による指定調査機関の住所及び調査事務を行う事務所の所在地の変更……(長寿社会課) ……655
- 県営土地改良事業計画の決定……(最上総合支庁農村計画課) ……656
- 保安林内の皆伐面積の限度……(森林課) ……同
- 道路の区域の変更……(庄内総合支庁建設総務課) ……658

企 業 局 関 係

規 程

- 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程……同

公 告

- 指定管理者の募集……(生産技術課) ……659
- 県営住宅入居者の一般公募……(置賜総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……(会計局) ……662
- 同 ……(同) ……663
- 同 ……(同) ……664
- 同 ……(同) ……665
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……(警察本部) ……667
- 指定管理者の募集……(企業局) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……(新庄病院) ……668

告 示

山形県告示第510号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の4第2項の規定により、指定調査機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成22年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所		調査事務を行う事務所の所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
特定非営利活動法人 エール・フォーユー	山形市檀野前13 番地2	山形市小白川町二 丁目3番31号 山形県総合社会福 祉センター4階	山形市檀野前13 番地2	山形市小白川町二 丁目3番31号 山形県総合社会福 祉センター4階	平成 22. 5. 10

山形県告示第511号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営三光堰1地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営三光堰1地区土地改良（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

新庄市役所、舟形町役場、大蔵村役場

3 縦覧に供する期間

平成22年6月1日から同月29日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第512号

平成22年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成22年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林		皆伐面積の限度
		ヘクタール
日 向 川	水 源 かん 養 保 安 林	314.36
相 沢 川	同	113.56
田 川 地 区	同	523.65
五 十 川 ～ 鼠 ヶ 関 川	同	90.92
鮭 川	同	684.65
小 国 川	同	357.03
銅 山 川 ～ 角 川	同	396.72
北 村 山 地 区	同	466.71
寒 河 江 川	同	214.82
月 布 川 ～ 朝 日 川	同	106.16
山 形 地 区	同	248.10
白 川	同	396.58
荒 川	同	421.99
置 賜 地 区	同	470.04
前 川	同	25.06
日 向 川	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	11.76
相 沢 川	同	12.62
田 川 地 区	同	336.93
五 十 川 ～ 鼠 ヶ 関 川	同	143.90
鮭 川	同	45.20
小 国 川	同	38.16
銅 山 川 ～ 角 川	同	31.50
北 村 山 地 区	同	433.80

山形県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成22年6月1日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大針字仲村60番7から		旧	12.4メートル	メートル 8
同 60番9まで			12.2	
同	上	新	12.2メートル	同上
			8.6	

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第15号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月1日

山形県企業管理者 高橋邦芳

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程（昭和40年9月県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号の表本局公営事業課の項中「野川第二発電所」を「新野川第一発電所、野川第二発電所」に

改め、同表中

村山事務所	主査以上	新野川第一発電所
-------	------	----------

を削る。

別表第1中

村山事務所 (新野川第一、野川第二、朝日川第一及び朝日川第二発電所ダム水路主任技術者) (新野川第一発電所電気主任技術者)	を	村山事務所 (新野川第一、野川第二、朝日川第一及び朝日川第二発電所ダム水路主任技術者)	に、
---	---	--	----

「野川水系ダム管理課」を「西置賜河川砂防課」に改める。

別表第2中「(新野川第一発電所に係るものを除く。)」及び「工事(新野川第一発電所に係るものに限る。)」を削る。

附則

この規程は、平成22年6月2日から施行する。

公 告

由良漁港白山島及び堅苔沢漁港プレジャーボート保管施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 由良漁港白山島及び堅苔沢漁港プレジャーボート保管施設
- (2) 所在地 鶴岡市由良及び同市堅苔沢地内

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成22年6月1日（火）から同年7月5日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 配布場所

山形県農林水産部生産技術課水産室
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話023-630-2478

なお、募集要項の郵送を希望する場合は、上記の場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの農林水産部生産技術課水産室のページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成22年6月23日（水）から同年7月5日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成22年7月5日（月）の午後5時までに4の(2)に掲げる場所に到達すること。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県漁港管理条例（昭和44年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				敷金	摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者			収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営大町アパ ート	東置賜郡高島町 大字高島字町裏 695-12	3DK	58.0	2	一般用	13,900 円	16,100 円	18,400 円	20,800 円	23,700 円	27,400 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 糠野目第2 アパ ート	東置賜郡高島町 福沢南21-2	同	64.2	1	同	17,300 円	20,000 円	22,900 円	25,800 円	29,500 円	34,100 円		

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成22年6月7日から同月11日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成22年6月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県すまい情報センター 置賜事務所

5 入居の時期 平成22年8月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成22年7月12日（月）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 ロータリ除雪車 4台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年11月19日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成22年6月28日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することが

できない。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Rotary Snow Remover (Quantity: 4)
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 12, 2010
- (3) Contact point for the notice:Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪グレーダの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成22年7月12日（月）午前10時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 除雪グレーダ 2台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年12月10日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成22年6月28日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow Removal Motor Grader (Quantity: 2)

(2) Time-limit for tender: 10:30 A.M. July 12, 2010

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪ドーザの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成22年7月12日（月）午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 除雪ドーザ 4台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成22年11月19日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成22年6月28日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow Removal Wheel Loader (Quantity: 4)
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. July 12, 2010
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成22年7月12日（月）午前11時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 小形除雪車 5台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限 平成22年11月19日（金）
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
 - (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成22年6月28日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Compact Snow Remover (Quantity: 5)
 - (2) Time-limit for tender: 11:30 A.M. July 12, 2010
 - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県警察通信指令システム保守点検業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部生活安全部通信指令課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成22年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所東北支社 支社長 荻山 得哉 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号
- 5 随意契約に係る契約金額 60,013,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

県民ゴルフ場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年6月1日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 県民ゴルフ場
 - (2) 所在地 山形県最上郡舟形町長沢8067番地
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 申請に必要な資格
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
 - (1) 県内に主たる事務所を有する法人等であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
 - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
 - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
 - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成22年6月1日（火）から同年7月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分とする。
 - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成22年7月12日（月）までの必着とする。
山形県企業局総務企画課経営企画担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話023-630-2786 ファクシミリ 023-624-8737
- 5 募集要項等
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、県

民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

- (2) 募集要項の配布期間は、平成22年6月1日（火）から同年7月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分とし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。また、山形県のホームページの企業局のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年6月1日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県立新庄病院 院内清掃等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院総務課施設係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成22年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 随意契約に係る契約金額 33,600,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手續 随意契約
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手續の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成22年2月23日
- 8 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条該当